

「スポテン SAGA2022」開催業務企画提案仕様書

1 業務名

「スポテン SAGA2022」開催業務

2 目的

佐賀市に関連するプロスポーツチーム等と連携し、街なかでスポーツ体験イベントを実施することで、市民にスポーツのすばらしさを伝えてスポーツ実施のきっかけづくりとするとともに県内プロスポーツチームの認知度を高め、チームを応援、支える意識を高める。また、人の流れを街なかへ呼び込み地域の活性化を図る。あわせて佐賀国スポ 2024 の実施競技を模擬体験し、大会に向けた機運醸成につなげる。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 本業務の概要

(1) イベントの企画

① 開催概要

- ・開催想定日 令和4年9月19日（月・祝）
※令和4年11月23日（水・祝）を予備日とする。
- ・想定時間 10時～16時
- ・開催想定場所 佐賀市中心市街地
※別紙1参照
- ・出演者(想定) 県内プロスポーツチームの選手等
- ・上記開催日および開催場所は現時点の想定であり、必ずしもこの内容に限るものではなく、自由に企画提案できるものとする。
- ・開催場所はコロナウイルス感染防止のため、参加者が密にならないように設定すること。

② 企画内容

- ・市民のプロスポーツへの関心を高め、「みる」スポーツとしての魅力を発信できる企画
- ・参加者が楽しめるような体験型コンテンツを盛り込むなど、「する」スポーツとしての魅力を発信できる企画
- ・SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた機運醸成につながる企画
- ・中心市街地の商店、飲食店等の活性化につながる企画

※イベントの内容については市との協議を踏まえて決定する。

③ 留意点

- ・以下のコンテンツの実施を必須とする。

	名称	内容
①	ステージ	○地元プロスポーツ選手トークショー (佐賀バルーナズ、サガン鳥栖、久光スプリングスなど) ※佐賀バルーナズの選手等の出演は必須とする。
②	競技体験	○バスケットボール、サッカー、バレーボール体験

		○上記以外の競技体験 ○年齢、障害の有無等に関わらず楽しめるスポーツ体験
③	競技大会	○バスケットボール大会
④	国スポ ゾーン	○国スポ実施競技のデモンストレーション ○国スポ実施競技の体験 ○おもてなしブース
⑤	Xスポーツ	○エクストリームスポーツパフォーマンス ○エクストリームスポーツ体験
⑥	飲食・物販	○露店（プロチームのグッズ販売） ○周辺店舗への周遊を促す企画

※このほか様々なコンテンツを自由に盛り込み内容を充実させること。

(2) イベントの運営

- ① 会場（駐車場等含む）設営および撤去業務
- ② 運営スタッフ（運営補助員、警備員など）の手配業務
- ③ 問合せ対応業務
- ④ 警備・安全対策業務
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策業務
- ⑥ 各種マニュアル等作成業務
- ⑦ その他必要な業務

(3) 手配等業務

- ① 会場の手配、調整
- ② 司会、ゲスト等の出演手配
- ③ 街なか周遊企画協力店募集

(4) 広報業務

- ① フライヤー（ポスター、チラシ等）の作成
 - ② 各種メディア（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等）、ホームページ、SNS等を活用した広報展開
- ※広報はイベントおよび関連イベント（飲食露店等）の告知、周辺飲食店の紹介等を包括的に実施すること。

(5) 雨天等で当初予定していたイベントが実施できない場合の代替イベントの企画運営

- ① 代替イベント開催場所の提案
- ② 代替イベント企画内容の提案

(6) 報告書等作成業務

- ① 報告書作成業務
- ② 記録写真撮影業務（イベント実施前からイベント実施後まで）

6 屋外でのイベント中止の場合の措置

雨天等により、屋外でのイベントを中止する場合は、委託者から受託者に FAX または電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。このため、受託者は、常に委託者からの連絡を受け取れる状態にしておくこと。

7 新型コロナウイルス感染防止対策について

イベントの開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止のため、国のガイドラインに従い、対策を行うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、市と受託者との協議を行い決定すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (5) 天災や感染症蔓延等、真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期および場所等について変更する場合がある。その際は、佐賀市と受託者との協議によって決定する。
- (6) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (7) 天災や感染症蔓延等による中止に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、すべて市に帰属する。
- (9) 本業務委託完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

9 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

10 委託料上限額

金 13,786,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

11 支払方法 完了払い

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者で協議を行い、定めるものとする。